

自然公園法施行規則第11条

第25項 高山植物その他の指定植物の採取、損傷

山岳に生息する動物その他指定動物の捕獲、殺傷、当該動物の卵の採取、損傷

基準引用関係整理表	
第1号	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
第2号	採取し若しくは損傷しようとする植物、捕獲し若しくは殺傷しようとする動物又は採取し若しくは損傷しようとする卵に係る動物が申請に係る特別地域において絶滅のおそれがないものであること。
ただし書	当該動植物の保護増殖を目的とし、かつ、当該特別地域における当該動植物の保存に資する場合は、この限りでない。